

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	東御市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tomi.nagano.jp/category/1922/131337.html

執行機関名 東御市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助費(以下「就学援助費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東御市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第30号)別表第1 第5の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助費(以下「就学援助費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	東御市就学援助費及び就学奨励費給付要綱(平成16年教育委員会告示第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第2項並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒並びに市立の小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は、特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し、予算の範囲内で就学に必要な援助を行い、義務教育の振興に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東御市就学援助費及び就学奨励費給付要綱(平成16年教育委員会告示第1号)